

[テーマ1]

中国大陸と香港間における倒産手続の承認援助に関する

実務の試みとその示唆

趙坤成 (Zhao, Kuncheng) *

一、概説

中国大陸と香港特別行政区（以下「香港」という）の貿易・経済交流は頻繁に行われており、特に近年、広東・香港・マカオ大湾区の建設が進み、両地間の経済貿易関係がより緊密になり、互いの倒産手続の承認援助に協力する要望も高まっている。本稿では、上海華信国際集団有限公司の破産手続（以下、「上海華信」または「上海華信破産事件」という）が香港裁判所の承認援助を得た事件をメインケースとして、中国大陸と香港間の倒産手続における承認援助の実務の試みを整理・検討した上、その実務から得られたいくつかの示唆について述べる。

二、中国大陸と香港の倒産手続の協力に関する実務の検討

中国大陸と香港における倒産手続の協力は、両地間の共通的な実務上のニーズであり、近年、広東・香港・マカオ大湾区の継続的な建設に伴い、スピードアップして発展する段階に入った。

（一）両地間における破産手続協力に係る有用な試み

2001年の広東国際信託投資会社の破産事件（以下「広信破産事件」という）において、広東国際信託投資会社（以下、「広信」という）の清算グループは、香港の裁判所に対し、債権者である中芝興業財務有限会社が（以下「中芝会社」）が開始した香港における広信の財産に対する個別執行手続の中止を求めた。これに対して、香港裁判所は広信の破産手続を承認して援助し、中芝会社による香港における広信の財産に対する差押えを禁止した。これ

* 趙坤成 (King & Wood Mallesons (北京市) 法律事務所パートナー)。翻訳担当：金春 (同志社大学教授)、張蕊潔 (同志社大学法学部修士課程)

は、香港裁判所がクロスボーダー破産事件において堅持する、債権者が個別に権利を行使し、債務の弁済を受けることを禁止するという破産についての基本的な考え方を反映している。

しかし、中国大陸の管財人が香港で有する権限とその範囲については、本件では言及されていない。

(二) 中国大陸裁判所の実務に対する慎重な態度

広信破産事件以降長い間、中国大陸と香港の間における倒産手続の承認援助に関する事件は少なかった。これは、法律規定がより原則的なものであるため、実務上、香港の倒産手続の（仮）清算人から承認の申立てがなされる時、中国大陸の裁判所が常に慎重な態度をとっていたからである。

(三) 両地間の破産手続の協力におけるマイルストーンのような意義のあるケース

2019年の上海華信破産事件に至って、香港裁判所は、香港での大陸の破産手続に法的効力を認め、さらに大陸の管財人の地位と権利も明らかにした。以下では、上海華信破産手続が香港裁判所に承認され、協力を得られた全体的な状況を紹介する。

1. 上海華信破産事件の基本的事実

上海華信は、2003年2月に上海で登記された中国大陸の企業である。2019年11月15日、上海市第三中级人民法院は、上海華信の破産・清算事件の受理を決定した。香港に設立された上海華信の完全子会社たる香港華信は、2019年3月に香港で清算手続きに入ったが、上海華信は香港華信に対して約72億香港ドルの債権を届け出た。

2018年8月24日、上海華信の債権者であるR ファンド¹は、香港で上海華信に対する勝訴判決を得た。同判決によると、上海華信はRファンドに2900万ユーロを支払うべきであるとされた。この判決を執行するため、2019年8月12日、R ファンドは香港高等裁判所に上海華信の香港華信に対する債権の仮差押命令を申請した²。同差押え命令に関するヒアリングは2

¹ Rファンドのフルネームは「Right Time Fund」、また「时和资产管理公司」と訳される。

² 第三債務者命令は、一時的な第三債務者命令と永久的な第三債務者命令に区分され、最終的または永久的な命令が裁判所によって下されると、債務者の第三債務者に対する債権は差押えられる。また、第三債務者は債務者ではなく債権者に直接弁済しなければならない。しかし、香港高等裁判所が

019年12月11日に行われる予定であった。上海華信の管財人は2019年12月2日によりやく関連資料を入手したが、関連資料を検討した結果、Rファンドの申し立てた仮差押命令の結果が上海華信の資産の範囲に重大な影響を与えると考えた。そこで、同管財人は12月11日の仮差押命令のヒアリングの開催前に、香港高等裁判所に大陸破産手続の承認と援助を申し立てる必要があると考えた。Rファンドが申請した仮差押命令が香港高等裁判所により本命令に変更されることを阻止するため、上海華信の管財人はまず上海第三中級人民法院に申請書を提出し、同裁判所により2019年12月10日に香港高等裁判所に対して承認援助および本件仮差押え手続の廃止を求める申立書を提出した。その後、当事者は、香港高等裁判所で香港における中国大陸の破産手続の承認と援助に関するヒアリングを行った。上海華信とRファンドはそれぞれの主張と理由を述べたが、そのうちRファンドの主な抗弁理由は、香港の司法管轄内と他のコモンロー国家において中国大陸裁判所の破産手続が承認されたケースはなかったこと、また、中国大陸の裁判所ではそもそも現地の債権者を保護する傾向が強いこと、であった。

ヒアリングが開催される間、香港高等裁判所は、以下の問題について、上海華信の管財人に尋問した。「中華人民共和国企業破産法」（以下「企業破産法」と略称する）における公平な配当に関する法律条文の根拠は何であろうか、大陸裁判所の倒産に関する裁判が他の国や地域の裁判所に承認されたことはあるか、大陸裁判所が他の国や地域の裁判所が出した倒産にかかわる裁判を認めたことがあるか。ヒアリングを経て、香港高等裁判所は最終的に上海華信の管財人が提出した申請を認め、書面の「命令」に署名し、大陸破産手続の香港地域での法的効力及び大陸破産手続の管財人の香港地域での合法的な地位を認めた上、香港での上海華信に対する訴訟及び関連法律手続を中止し、大陸管財人に香港で行使できる以下の7つの権限も与えた。すなわち

第一に、香港華信の破産事項に関する文書と資料を第三者に請求すること、

第二に、香港で上海華信が権利を有するか権利を有すると思われる資産を調査して保護すること、

第三に、破産に関する関連記録を調査して保護し、上海華信の資産を調査し、破産を招いた事務を調査すること、

第四に、上海華信資産の処分を防止するために必要なあらゆる措置をとること、

中国大陸の破産手続を承認する「命令」が下された後は、債務者の大陸での破産手続が終了していない限り、そして香港高等裁判所の許可を得ない限り、債務者の香港地域におけるいかなる財産や資産に対してもいかなる法的措置が採られてはならない。

第五に、上海華信の名義で会社を代表して経営し、任意の銀行口座を開設または閉鎖すること、

第六に、弁護士などの専門家に委任すること、

第七に、必要に応じて、裁判所に関連文書の開示および提供を求めること。

2.裁判所の判断の主たる理由

上海華信の破産手続の承認援助事件において、香港高等裁判所の裁判長は、承認援助の理由を次のように明確に述べた。「他の地域の清算手続に対する承認援助の目的は、できる限り一つの破産手続のみを存在させ、同じ破産制度によって任命・監督された管財人の管理のもと、債務の弁済、債権の確定、財産の配当を統一に、按分に行えるようにすることである」。同裁判長によると、海外又は他の地域の破産手続を承認するための要件として、(1) 当該海外又は他の地域の破産手続が集団的な債権債務処理手続であること、(2) 当該海外等破産手続が会社の登記所所在地で開始されていること、である。なお、相互主義は、香港の裁判所が海外等破産手続を承認する要件となっていない。

もちろん、援助権の行使には一定の制限条件がある。第一に一一貫性の原則である。すなわち、海外又は他の地域の破産手続の管財人は、自国（地域）で得られない援助処分を香港の裁判所に求めることはできない。海外又は他の地域破産管財人が求めることのできる援助処分は、自国（地域）の法律に従って自国（地域）の裁判所からも同様に得られる援助処分でなければならない。第二は、必要性の原則である。すなわち、援助は海外又は他の地域の破産管財人にとって必要がある場合のみ行使されるべきである。第三は、適法性の原則である。すなわち、承認命令は援助裁判所の所在地の実体法および公序良俗に従ったものでなければならない。しかし、裁判長は、海外又は他の地域の破産制度が香港の制度と類似している場合、同海外又は他の地域の破産管財人を援助する権利は、香港の現地清算人の権利と実質的に類似している範囲まで拡大することができるとした。

上記の原則に基づき、香港高等裁判所は、上海華信の破産手続がその登記所所在地で開始され、債務者の全資産を取り込む集団的な債権債務処理手続である性質を持ち、そして今回の申立ては按分配当する原則を維持することを目的としているため、上海華信の申立てが香港の規則に準拠し、香港の裁判所がその破産管財人を承認して援助すべきであると判断した。

3. 承認援助を得た上海華信破産手続のその後の状況

上海華信が香港裁判所に破産手続と管財人地位の承認と援助を申請した主な目的は、香港の債権者が申請した仮差押え命令の発効を阻止し、上海華信の資産逸出と個別弁済を防止することである。大陸の破産手続が香港で承認されたことによって、香港で上海華信の財産と権利・利益に影響のある差押え、執行手続がすべて中止された。Rファンドはその後上海華信の破産手続において債権を届け出た。これにより、上海華信が香港華信の香港での破産手続において有している債権及び配当を受ける権利は、上海華信にのみ帰属し、債権者全体に配当されることになり、個別債権者には属さない結果となった。このようにして、上海華信の管財人の承認・援助を申し立てた当初の目的が達成されたのである。

(四) 両地間における破産手続の協力の試みの拡大

上海華信の破産事件の後、中国大陸と香港間における協力はさらに深まり、例えば2020年、香港の裁判所は深セン裁判所が受理した年富供應鏈（年富サプライチェーン）の破産事件に対して承認援助を行い、年富公司の管財人に前記上海華信破産事件の管財人と同じく7つの権限を与えたのみならず、当事案の事情を考慮して、大陸の管財人を株主代表として年富公司の香港子会社に対する一連の権利を行使することができると特別に許可した。

(五) 両地間における倒産手続の承認援助の枠組みの形成

2007年に施行された中国の現行の「企業破産法」は、第5条で中国大陸倒産手続の海外法的効力問題を原則的に規定しただけで、中国の相互原則の下で普及主義を修正する立法の原則を明確にし、中国大陸のクロスボーダー倒産分野における立法上の空白をある程度埋めてはいたものの、実務上のニーズを十分に満たすものとはならなかった。

長期にわたる実務の探求と経験の総括を経て、大陸と香港の司法協力制度体系をさらに改善するため、中国の最高人民法院により2021年5月11日と2021年5月14日にそれぞれ「香港特別行政区倒産手続の承認と協力の試行作業に関する意見」（以下「試行作業意見」という）と「中国大陸と香港特別行政区裁判所の倒産手続の相互承認援助に関する最高人民法院と香港特別行政区政府の会談紀要」（以下「会談メモランダム」という）が公布し、実施された。これにより、中国大陸と香港間における倒産手続の相互承認と援助について基本的な合意が達成された。その後、最高人民法院は上海、福建省アモイ、広東省深センの中級人民法院を指定し、香港の倒産手続の承認援助に関する試行を展開させてきた。最高人民法院は、また、

これらの大陸の試行中級人民法院は香港の倒産手続の援助を行う際に、その適用範囲、法的効果、香港の管財人が提出すべき申請資料、援助の終了の状況について革新的な規定を定めた。これに伴い、香港では、2021年8月17日に、「中国大陸の破産管財人が香港特別行政区の裁判所に承認援助を申込むための手続に関する実務指針」（以下、「実務指針」という）が本格的に実施された。

前述の諸文書の正式な公布は、中国大陸と香港間の倒産手続の承認援助の法的根拠を示しただけでなく、その承認援助が実践的で、常態化および効率化のある新たな段階に入り、そして、経済の融合と発展をさらに促進すること、ビジネスの法的環境を最適化することも示している。

（六）試行中級人民法院による香港破産手続に対する承認援助の実務

2021年、深セン市中級人民法院は香港の森信会社の清算手続を承認し、援助を与えた。これは前期「会談メモランダム」と「試行作業意見」が発表された後、大陸の裁判所が香港の破産手続を承認して援助した最初の事件となった。同年9月に香港高等裁判所は中国大陸の海航集団の破産手続に承認援助の判決を下した。それは、中国大陸と香港間のクロスボーダー倒産手続の相互協力の促進に重要な意義がある。倒産手続の協力における中国大陸と香港間の実務的な試みは、限られた一方的な援助から双方の相互援助へ転換し、今後さらに協力を深めるための良好な基礎を築いた。

三、中国大陸と香港間における倒産手続の協力の実務から得られる若干の示唆

中国大陸と香港間の倒産手続の相互承認と援助の実務は、従来の認められなかった状態から、承認され、その後さらなる発展を遂げて、制度的仕組みの形成の段階に至った。この有益な実務的な試みから、次のような示唆が得られると考える。

（一）倒産法の基本的な理念がクロスボーダー倒産手続処理の基本的な考え方となるべき

香港裁判所が華信の破産手続を承認して援助したのは、倒産法の基本的な理念が貫かれたからである。その理念は香港高等裁判所が重点的に考慮しなければならない要素である。例えば、①統一的で集団的な債権債務整理手続であること、②債権者を平等に扱うこと、③債権者が按分弁済により公平な弁済がされること、④破産財団を保護すること、そして⑤債権

者の個別弁済を禁止することなどである。破産法のこれらの基本的な理念は、世界各国が自国のクロスボーダー倒産手続制度を制定する際の基準となるべきである。

(二) 慎重に評価され、扱われる管財人権限の拡張とその行使

中国「企業破産法」では、管財人の権限について具体的に規定しているが、この権限はクロスボーダー倒産手続にほぼ定めがない。中国大陸と香港の倒産手続協力の実務からわかるように、クロスボーダー倒産事件においては管財人の権限の拡大、位置づけ及びその行使が非常に重要である。私たちはこの点に十分に注意を払わなければならない。例えば、クロスボーダーの要素を有する倒産事件の場合、管財人はその要素の存在をきちんと把握しているか、そして適時に倒産手続の承認援助の申立てを提出したか、その申立援助処分の種類には漏れがないか、承認援助を得た後にどのように海外で権限を行使したか、いずれも重要な点である。

(三) 承認援助の必要性の判断基準と基本的な考慮

クロスボーダー倒産手続の協力の実務では、中国大陸の管財人が香港裁判所に大陸の倒産手続を承認するよう求めることは比較的簡単であるが、香港裁判所に援助処分を求めることは相対的に複雑である。中国大陸の管財人としては、援助処分の検討に際し、当該事件の実情から出発する必要がある。すなわち、当該債務者の香港における財産の状況、例えば、財産が安全であるか否か、差押え又は執行されるおそれがあるか否か、財産権行使の条件、財産の安全を維持する基本的な法律手段と手続など、債務者の財産利益を最大化する原則に基づいて、包括的に援助処分を提出しなければならない。もし漏れがあれば、新たに援助手続を申し立てる必要性に直面する可能性があり、債務者の財産も法的リスクに直面する可能性がある。

(四) クロスボーダー倒産手続における承認援助の手続化、規範化

中国大陸と香港間の倒産手続の協力の実務の試みと前記「試行意見」によると、倒産手続の相互承認援助は申立て開始から最終結果の形成まで、ますます手続化かつ規範化されている。例えば、香港裁判所のヒアリング手続、中国大陸の試行中級人民法院への申請手続、申請資料の要求、通知手続、異議申立手続、公告手続、ヒアリング手続、承認援助事項の変更と終了手続などが存在する。これらの手続は、管財人にクロスボーダー倒産事件においてそ

の職務を履行する上でより高い要求を求めている。

(五) 中国の倒産法の下におけるクロスボーダー倒産手続の整備と改善

中国「企業破産法」5条は、クロスボーダー倒産問題について原則的な規定しかなく、その実効性を高めるべく、制度的な改善が必要となる。一方、中国大陸と香港間における倒産手続の承認援助の実務の試み及びそれに基づいて形成された前記「試行意見」は、クロスボーダー倒産手続の承認援助において従うべき基本的な倒産法の理念、管財人のクロスボーダー倒産手続における援助権限の拡張と行使、援助の必要性の有無の判断基準と方法、承認援助手続の申立て、通知、異議、ヒアリング、変更などについて規定し、中国大陸のクロスボーダー倒産制度を整備させ、改善する上で有益な参考となるものを提供している。

また、近時のいくつかの承認援助事件は具体的な制度の構築の参考にもなっている。例えば、両地間の倒産手続が承認されるまでの臨時的な仮救済措置の問題である。上海華信の破産事件では、上海三中院、管財人及び香港高等裁判所の迅速な対応が事件の緊急性を反映しており、事件の成功には各方の緊密な協力が不可欠であった。しかし、両地間の緊急事件対応や緊密な協力の難しさを考慮すると、実務では、臨時的な仮救済措置の制度の構築が必要である。例えば、裁判所が承認の申立てを受理した後は、外国管財人の申立てに基づいて債務者財産に対する強制執行を中止したり、債務者による財産の処分や担保提供を中止するなど、債務者財産を保全するための処分を許可することができるなどの制度である。

以上